

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今回の豪雨により被災された方には、次のような税制上の措置(手続)等がありますのでご確認ください。

I 災害により申告等が期限までにできない方

- 岡山県、広島県及び山口県の一部の地域内に納税地のある方については、国税庁告示により、平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する全ての申告・納付等の期限が自動的に延長されています(延長する期日については、別途、国税庁告示により定められます)。
- 上記以外の地域に納税地のある方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに被害を受けた方は、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの 2 つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(注1)は除かれます。)	住宅や家財 ただし、損失額(注2)が住宅又は家財の価額の 2 分の 1 以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。 ① $\text{損失額(注2)} - \text{所得金額の 10 分の 1}$ ② $\text{損失額(注2)のうち 災害関連支出の金額} - 5 \text{ 万円}$ ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 750 万円以下</td> <td>2 分の 1 の軽減</td> </tr> <tr> <td>750 万円超 1,000 万円以下</td> <td>4 分の 1 の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500 万円以下	全額免除	500 万円超 750 万円以下	2 分の 1 の軽減	750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1 の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500 万円以下	全額免除									
500 万円超 750 万円以下	2 分の 1 の軽減									
750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1 の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後 3 年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます)、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から 1 年(やむを得ない事情がある場合には 3 年)以内に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、損害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方に限ります。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 								

- (注) 1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。



2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

(1) 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます(以下同じです。)
2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)
3 減価償却費の計算は、次のとおりです(以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

- 4 被害割合については、被害状況に応じて、別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)

② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、別表3「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積(事業用部分を除きます。)を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

- (注) 別表3「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

(2) 家財に対する損失額の計算

(生活に通常必要な動産で、(3)に該当するものを除きます。)

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別により別表4「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた家族構成別家庭用財産評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- (注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

3. 住宅借入金等特別控除の特例

① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（その従前家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除きます。）。

適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除等を重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋について、その事実を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

4. 所得税及び復興特別所得税の予定納税の減額

税務署から予定納税額の通知書が送付された方で、災害により住宅や家財などに損害を受け、その年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります。

IV 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補填される部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

- ・青色申告の場合
純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、総所得金額等の計算上控除されます。
- ・白色申告の場合
純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、総所得金額等の計算上控除されます。

V 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）。

VI リ災証明書の添付又は提示について

「リ災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、リ災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「リ災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税並びに所得税及び復興特別所得税の課税の対象とはなりません。

▼ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお問い合わせください。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております（ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。）。

別表1 非業務用資産の償却率

① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

- (注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
 2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

別表2 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合 住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	
	一部破損		5	5	
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の「かさ書」の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

- (注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表3 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）

【平成30年分用】

	木造 千円	鉄骨鉄筋 コンクリート造 千円	鉄筋 コンクリート造 千円	鉄骨造 千円
鳥取	173	—	(174)	(190)
島根	177	—	(233)	(202)
岡山	182	(248)	(199)	(214)
広島	(166)	(243)	(227)	(223)
山口	172	—	(234)	(223)
全国平均	168	254	240	228

(注) 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合（かっこ書き）のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

別表4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢 歳	夫 婦 万円	独 身 万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。